

指定介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書



短期入所生活介護事業所（介護予防）

三原慶雲寮

令和 7 年 6 月 14 日 改訂

指定介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている介護予防短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたしますわからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

※ 当事業所の利用は、原則として要支援認定の結果「要支援１・要支援２」と認定された方が対象となります。

１．事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 三原福祉会
法人所在地	広島県三原市小坂町 1550 番地
電話番号	0 8 4 8 - 6 6 - 2 6 3 0
代表者氏名	理事長 木曾 綾夫
設立年月日	昭和 48 年 2 月 22 日

２．ご利用施設

事業所の種類 指定番号	指定介護予防短期入所生活介護 平成 18 年 4 月 1 日指定 広島県第 3470900444 号
施設の名称	短期入所生活介護事業所 三原慶雲寮
施設の所在地	広島県三原市小坂町 1550 番地
電話番号	0 8 4 8 - 6 6 - 2 6 3 0
所長（管理者）氏名	住田 博文
開設年月日	平成 18 年 4 月 1 日（昭和 49 年 5 月 24 日）
入所定員	6 人

事業の目的

社会福祉法人三原福祉会（以下、「法人」という）が、設置経営する短期入所生活介護事業所三原慶雲寮（以下、「事業所」という）の事業は、要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という）に適正な介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

運営方針

法人は、その提供する介護予防短期入所生活介護サービスを関係法令等の趣旨及び内容に沿ったものにするとともに、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所生活介護サービスの提供に努めます。また利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、利用者の必要とする適切な介護予防短期入所生活介護サービスを、適切な援助・介護技術を持って提供します。利用者又はその家族に対し、介護予防短期入所生活介護サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明することや、そのサービスの質の管理や評価を行います。また、介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供します。

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		数	備考
居室	2 人部屋	2 室	
	1 人部屋	2 室	
食堂兼デイルーム		3 室	
機能訓練室		1 室	(主な設置器具) 前腕回内回外運動器、肩関節輪転運動器、起立訓練用傾斜ベッド、大腿四頭筋訓練器、姿勢矯正鏡、肋木運動器、移動式歩行補助平行棒、上肢用滑車重錘運動器
浴室		1 室	中間浴槽、リフト式バス、チェアーインバス
洗面所		17 か所	自動システムで常時温水が使用できます
便所		7 か所	居室から利用しやすい位置に設置し、車イスでの使用も可能です
医務室		1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

※居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所で可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更することがあります。その際には、利用者やご家族等に変更の旨を連絡いたします。

(2) その他の居室等の概要

当事業所では、上記の居室等の他に、利用者が安全で快適な生活を送ることが出来るように居室・設備をご用意しています。

① ケアステーション

介護員のステーションとして、ナースコールなどに対応できる設備を設置しています。

② 排泄室

当事業所では、独自に特殊排泄ベッドを備えた排泄室を設けています。排泄の介助を要する方は、排泄室への移動により、プライバシーが守られます。

4. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	従事するサービス種類、主な業務	人員
所長（管理者）	業務の一元的な管理	常勤 1 名
介護員	介護業務	常勤 18 名
生活相談員	生活相談及び指導	常勤 1 名
看護師・准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	常勤 2 名 非常勤 2 名
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	常勤 1 名
介護支援専門員	短期入所生活介護計画の作成・管理等	常勤 2 名
医師（嘱託医）	健康管理及び療養上の指導	非常勤 1 名
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	常勤 1 名

※上記の職員は特別養護老人ホームとの兼務になります。

※職員数については職員の入退職により増減はありますが、指定基準については遵守するよう努めます。

（２）主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
嘱託医師（内科医）	毎週 火・木 13：30～15：30
介護員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～ 8：30 5名 日中： 8：30～17：30 8名 夕方：17：30～19：00 6名 夜間：19：00～ 7：00 3名
看護師	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 2名 9：00～18：00 1名
生活相談員	日中： 8：30～17：30 2名
管理栄養士	日中： 8：30～17：30 1名
機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 1名

※土日や祭日、行事内容等により上記と異なる場合があります。

5. サービスの実施地域及び営業日

（１）サービスの実施地域

通常の実業の実施地域は、原則として鷺浦町、大和町、久井町の一部（土取地区、山中野地区、小林地区、坂井原地区以外の久井町）を除く三原市全域とします。

（２）営業日

年中無休です。（但し、送迎につきましては日曜日を除きます。）

6. サービスの内容

当事業所では以下のサービスを利用者に提供いたします。

(1) 介護予防短期入所生活介護計画の作成

事業所の管理者は、利用期間が 4 日以上の利用者に対し、以下の項目に従って介護支援専門員に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させます。

- ① 介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という）は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- ② 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、事業所の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- ③ 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の原案について利用者またはその家族に説明し、同意を得ます。
- ④ 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、事業所の従業者との連絡を継続的に行ない、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

(2) 食事

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

また、利用者の自立支援のため、可能な限り離床して食堂にて食事をとっていただくこと原則としています。

食事時間	
朝食	7 : 3 0 ~ 8 : 0 0
昼食	1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0
夕食	1 7 : 4 5 ~ 1 8 : 3 0
間食	1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

(3) 入浴

入浴または清拭を週 2 回以上行ないます。ただし、利用者の心身の状況等により、回数減又は清拭となる場合があります。また、身体の障害等にあわせてリフトバス（寝たまま入浴可能な浴槽）やチェアーインバス（車イスに乗った状態で入浴可能な浴槽）などを使用して入浴することができます。

(4) 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の心身の状態を考慮し、残存能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止する訓練を実施します。

(6) 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ受診をする場合があります。

(7) その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送られるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(8) 理容

2ヶ月月に1回、理容師による出張サービスを実施していますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望される方はご利用いただけます。

(9) 行事・レクリエーション等

事業所には、教養娯楽設備等を備えるほか、定期的に利用者のためにレクリエーションや行事の機会を設けます。

7. 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となる利用料金

以下の利用料金は厚生労働大臣が定める基準によるものであり、事業所のサービスが法定代理受領（介護保険により、利用料金の9～7割が施設へ直接給付されること）サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

◆介護報酬告示額

[基本料金]

基本 料金	介護区分	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額		
			1割	2割	3割
	要支援1	4,510円（451単位）	451円	902円	1,353円
	要支援2	5,610円（561単位）	561円	1,122円	1,683円

[加算料金等]

加算料金等	加算名	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額		
			1割	2割	3割
	機能訓練指導体制	120 円 (12 単位)	12 円	24 円	36 円
	送迎加算	1,840 円 (184 単位)	184 円	368 円	552 円
	認知行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円 (200 単位)	200 円	400 円	600 円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	60 円 (6 単位)	6 円	12 円	18 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		基本料金と加算料金を算定した単位数の 14.0%			

[加算の説明]

加算名	説明
機能訓練指導体制	機能訓練指導員を配置している場合
送迎加算	居宅と事業所との間の送迎を行う場合
認知行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知行動や心理症状により在宅生活が困難なため緊急に短期入所を利用することが適当と判断した場合に 7 日を限度として加算
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護福祉士が 50%以上、または常勤の看護員と介護員が 75%以上、または勤続 7 年以上の介護員が 30%以上
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣の定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善等を実施し、都道府県知事に届け出ている場合。かつ、介護職員等のベースアップ等に使用する場合

※加算料金等については、介護保険法、厚生労働省からの通則等を遵守し加算します。

- 注 1) 利用料金の負担割合は保険者の発行する「介護保険負担割合証」によります。
- 注 2) 利用者が要支援認定を受けていない等の理由により、事業所が法定代理受領を行えない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。その際に、「領収書」及び「サービス提供証明書」を交付しますので、市町村窓口にて申請していただくと、保険給付分の費用の払い戻しを受けることができます。(償還払い)
- 注 3) 利用者等が介護保険料の未納等により介護保険の給付制限がある場合は、自己負担の割合は、利用者の介護保険証に記載された給付率を差し引いたものになります。
- 注 4) 利用者が、市町村より「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」の交付を受けている場合には、自己負担額を確認証に記載された額に減額します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下の利用料金は利用者が全額を自己負担するサービスの額として設定します。

① 食費・居住費

食費（１日あたりの負担額）		居住費（１日あたりの負担額）
朝食	３５０円	９１５円
昼食	６５０円	
夕食	６５０円	

※市町村より「介護負担限度額認定証」の交付を受けている方は、認定証に記載された期間につき、記載されている食費及び居住費の額となります。

※市町村より「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」の交付を受けている場合には、自己負担額を確認証に記載された額に減額します。

② その他の費用（運営基準で定められた「その他の費用」）

区分	金額（単位）	内容の説明
理容代	１，８００円（１回）	理容師による出張サービスを受けた場合
ＴＶ使用料	５０円（１日）	個人でテレビを観られるよう設置した場合
クリーニング代	実費	事業所で洗濯することが適さない、利用者の衣類や寝具等のクリーニングを希望された場合
行事参加費	実費（１回）	レクリエーションや行事に参加した場合
嗜好品費等	実費	利用者の希望により嗜好品、栄養補助食品等を購入した場合
日常生活費	実費	利用者の日常生活においても通常必要となるものに係る経費で、入所者にご負担いただくことが適当と判断されるものを購入した場合
通信費	実費	家族等へ文書等の通信をした場合
文書料	１，５００円（一部）	利用者等の希望により証明書等を発行した場合
複写物の交付	２０円（１葉）	利用者の希望により、サービス提供に係る記録を複写した場合
交通費	２０円／km	通常の事業の実施地域を越えて短期入所の送迎を行った場合（送迎先の距離が事業所より片道５kmを越えてから）

③ キャンセル料

区分	金額（単位）	内容の説明
当日キャンセル料	当日利用料の１０％	利用の前日までに利用中止の申し出がなかった場合

※但し、ご契約者（利用者）の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(3) 利用料金の支払い方法

介護保険給付対象サービス、食費、居住費及びTV使用料は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

- ① 窓口での現金支払
- ② 下記の指定口座への口座振替(自動払込)
- ③ 下記の指定口座への口座振込

指定 口座	郵便局	ゆうちょ銀行 高坂郵便局
	払込先	社会福祉法人 三原福祉会
	口座番号	01390-0-24556

その他の費用(「その他の費用」のテレビ使用量以外の費用等)につきましては、必要の都度、請求しますので以下同方法でお支払いください。

- ① 窓口による現金支払
- ② 上記の指定口座への振込

8. 協力医療機関について

事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。(ただし、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地
三原市医師会病院	三原市宮浦1丁目5番7号
本郷中央病院	三原市本郷町下北方1丁目7番30号
小泉病院	三原市小泉町4245番地

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地
向井歯科医院	三原市和田2丁目5番3号

9. サービスの利用に当たっての留意事項

(1) 利用者の事業所利用上の注意義務等

- ・ 利用者は、居宅及び共有施設、設備、敷地を、その本来の用途に従って利用してください。
- ・ 事業所は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所の従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をいたします。

- ・ 利用者は、故意に、または重大な過失により、事業所、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状を回復するか、または相当の対価を支払うものとします。
- ・ 利用者の心身の状況により、事業所の居室又は共有施設、設備等の利用方法について特段の配慮が必要な場合には、利用者と事業所との協議により決定いたします。
- ・ 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にお知らせください。

（２）利用者の禁止行為

- ① 決められた場所以外での喫煙または火気類の使用はしないでください。
- ② 他の利用者や事業所の従業者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行わないでください。
- ③ 危険物（刃物類等）は持ち込まないでください。持ち込み物品がある場合には、事業所の従業者にお知らせください。ただし、利用者の日常生活を営むのに支障があると事業所が判断した物品については持ち込みできません。
- ④ 事業所内での、利用者間による金銭及び食べ物等のやり取りはしないでください。
- ⑤ 事業所の従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

（３）面会

面会時間は特に設けていませんが、夜間の面会は午後 8 時までとさせていただきます。面会される方は、必ず入り口に設置してある「面会票」に必要な事項をご記入いただき、事業所の従業者へ提出してください。

（４）食事

事業所の食事が不要な場合には、前日までにお申し出ください。

10．非常災害対策

事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回以上、利用者及び事業所の従業者等の訓練を行います。

11．緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

12．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 守秘義務に関する対策

事業所及び事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持する旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容としています。

1 4. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 5. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により、利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者またはその家族に故意または過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 6. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口

窓口担当者：生活相談員・介護支援専門員

- ・ 受付電話番号

0 8 4 8 - 6 6 - 2 6 3 0

- ・ 受付時間

月曜日～金曜日

8：30～17：30

※苦情に関する詳細については、別紙「苦情解決に向けて」をご参照ください。

※苦情受付ボックス「ご意見箱」をケアステーションや玄関に設置しています。

(2) 第三者委員について

すえひさ あきと 末 久 昭人（三原福祉会 監事）	所在地 三原市青葉台 14 番 7 号 電話番号：0848(64)7548
こうじたに せつお 糀 谷 節夫（三原福祉会 評議員）	所在地 三原市小坂町 3277 番地 1 電話番号：0848(66)1252

3) 行政機関その他の苦情受付機関

三原市高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三原市港町3丁目5番1号
	電話番号	0848(67)6240
	受付時間	8:30~17:15(土日祝日を除く)
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	082(554)0783
	受付時間	8:30~17:15(土日祝日を除く)
広島県社会福祉協議会 内 広島県福祉サービス運営適正委員会	所在地	広島市南区比治山本町12-2
	電話番号	082(254)3419
	受付時間	8:30~17:00(土日祝日を除く)

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護サービスについて、上記により重要事項を説明しました。

<事業所>

所在地 広島県三原市小坂町1550番地
施設名 短期入所生活介護事業所 三原慶雲寮
指定番号 3470900444

説明者名 _____ (印)

私は、上記内容の説明を事業所から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ (印)

<利用者代理人>

住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者との関係 _____